<table>
<tr><td></td><td>第５号工事
（バリアフリー改修工事）
※②の工事を実施していない場合のみ選択</td><td colspan="3">高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する修繕又は模様替

□１　通路又は出入口の拡幅　□２　階段の勾配の緩和　□３　浴室の改良
□４　便所の改良　□５　手すりの取付　□６　床の段差の解消
□７　出入口の戸の改良　□８　床材の取替</td></tr>
<tr><td></td><td rowspan="5">第６号工事
（省エネ改修工事）
※③の工事を実施していない場合のみ選択</td><td rowspan="4">全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合</td><td colspan="2">エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替
□１　全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事
□２　全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事
□３　全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事

上記１から３のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替
□４　天井等の断熱性を高める工事　□５　壁の断熱性を高める工事
□６　床等の断熱性を高める工事
<table><tr><td>地域区分</td><td>□１　１地域　□２　２地域　□３　３地域
□４　４地域　□５　５地域　□６　６地域
□７　７地域　□８　８地域</td></tr><tr><td>改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級</td><td>□１　等級１　□２　等級２　□３　等級３</td></tr></table></td></tr>
<tr><td rowspan="4">認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合</td><td>次に該当する修繕又は模様替
□１　窓

上記１と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替
□２　天井等　□３　壁　□４　床等</td></tr>
<tr><td><table><tr><td>低炭素建築物新築等計画の認定主体</td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td><table><tr><td>低炭素建築物新築等計画の認定番号</td><td>第　　号</td></tr></table></td></tr>
<tr><td><table><tr><td>低炭素建築物新築等計画の認定年月日</td><td>年　月　日</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>改修工事の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合</td><td>住宅性能評価書により証明される場合</td><td>エネルギーの使用の合理化に著しく資する次に該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次に該当する修繕若しくは模様替

□１　窓の断熱性を高める工事

上記１と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替
□２　天井等の断熱性を高める工事
□３　壁の断熱性を高める工事
□４　床等の断熱性を高める工事</td></tr>
</table>